

# 介護保険制度のあらまし

- 高齢者人口は、平成 27 年（2015 年）まで急速な増加を続け、それ以降も 75 歳以上の後期高齢者人口が増加を続けていきます。
- このような高齢社会の介護問題に適切に対応し、介護を必要とする方を社会全体で支えるための社会保険制度として、平成 12 年 4 月から介護保険制度が開始されました。その後、在宅で受けるサービスを中心にサービス利用が急速に拡大するなど、老後の安心を支える制度として定着してきました。
- 介護保険制度は、加齢に伴う病気などにより介護を必要とする状態になっても、尊厳を保持し、できる限り自立した日常生活を送れるよう、利用者の選択に基づいて、必要なサービスを総合的かつ一体的に提供する仕組みです。
- 制度の運営主体（保険者）は、住民に身近な区市町村です。国・東京都は、事業が円滑に行われるよう運営を支援しています。

